

## 鉄道に近接する範囲で工事を行う方、もしくは行う予定のある方へのお願い

### 1. 鉄道近接工事とは？

線路沿線での列車運行に影響を及ぼす範囲において、国・地方自治体、宅地造成などを手掛ける会社（発注者、施工会社）等の発議者 によって行われる工事を鉄道近接工事といいます。

これは、鉄道に近接した範囲内（大型重機を使用の場合は重機倒壊により線路を支障する恐れのある範囲を含む）で工事を行う際に、その工事が原因となる事故によりご利用されるお客さまがけがをされたり、鉄道設備が損傷したりすることのないよう、工事を着手する前に鉄道事業者と発議者でルールと手続きを取り決め、工事を進めるものです。

道路工事を行うにあたっては、様々な手続きが必要ですが、それと同様に、鉄道沿線での工事についても手続き（鉄道近接工事での文書取り交わし）が必要となります。

### 2. 鉄道近接工事の根拠

建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編【令和元年9月2日国土交通省告示第496号】（抜粋）

#### 第28 軌道経営者との事前協議

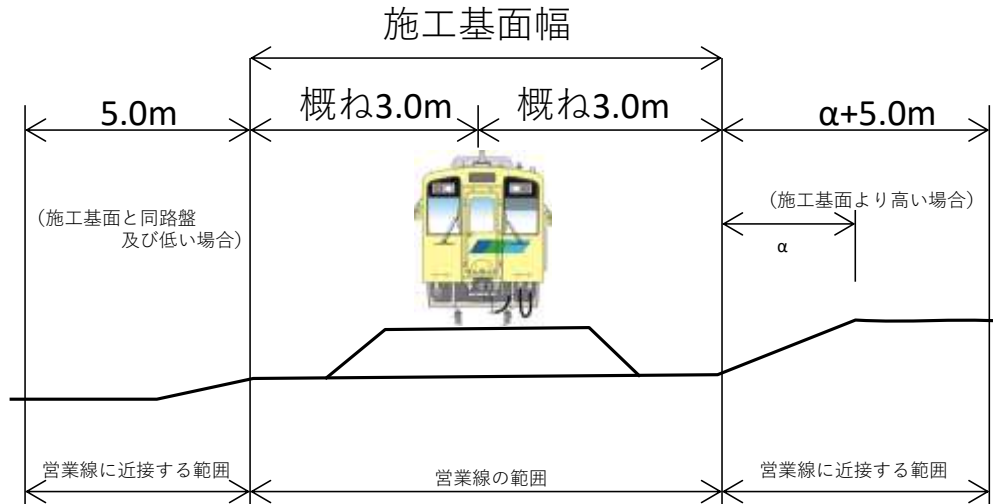
起業者は、軌道敷内又は軌道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合には、あらかじめ軌道経営者と協議して、工事中における軌道の保全方法につき、次の各号に掲げる事項について決定しなければならない。

- 一 軌道経営者に委託する工事の範囲
- 二 工事中における軌条、架線等の支持方法
- 三 工事中における軌道車両の通行に関する規制及び規制を実施するための具体的方法
- 四 軌道車両の通行のために必要な工事施工の順序及び方法並びに作業時間等に関する規制及び規制を実施するための具体的方法
- 五 工事中軌条、架線等の取りはずしを行う必要の有無及び必要ある場合の取りはずし方法、実施時間等
- 六 相互の連絡責任者及び連絡方法
- 七 その他、軌道保全に関し必要な事項
- 八 前各号の事項に関し、変更の必要が生じた場合の具体的措置

#### 第32 鉄道

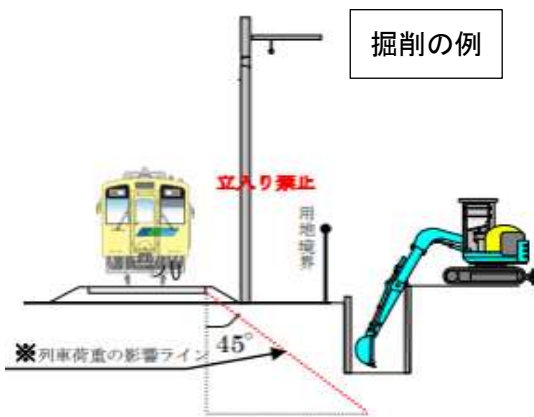
起業者は、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合には、鉄道経営者に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を 鉄道経営者と協議しなければならない。

### 3. 鉄道近接工事の範囲について（基本的な考え方）



### 4. 鉄道近接工事の協議を必要とする主な作業について

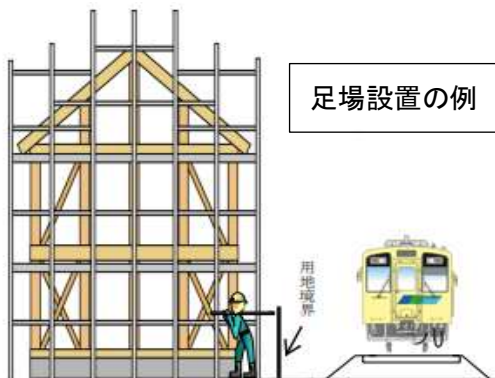
- ① 建物の新築及び解体、修繕（クレーン・杭打機・掘削機の使用・足場仮設撤去等）
- ② 立木の伐木
- ③ 道路・橋梁等の点検、補修、架替、塗装等（薬液注入・矢板打・切削機の使用）
- ④ 線路上空横断・電柱立替等（建柱車・クレーン等の使用）
- ⑤ 地下埋設管の新設・撤去等（バックホー・矢板打）
- ⑥ 鉄道境界付近の測量（測量用スタッフの使用・鉄道用地内立入）
- ⑦ 線路沿線での掘削、盛土 など



使用重機械の規模や旋回範囲のほか、掘削の影響によって、軌道の沈下が生じ、最悪列車脱線事故に至る恐れがあります。

したがって、保安要員（工事管理者等、列車見張員等）の配置など、安全作業のための条件があり、事前打合せが必要です。

※列車荷重の影響ラインは地質等により異なります。

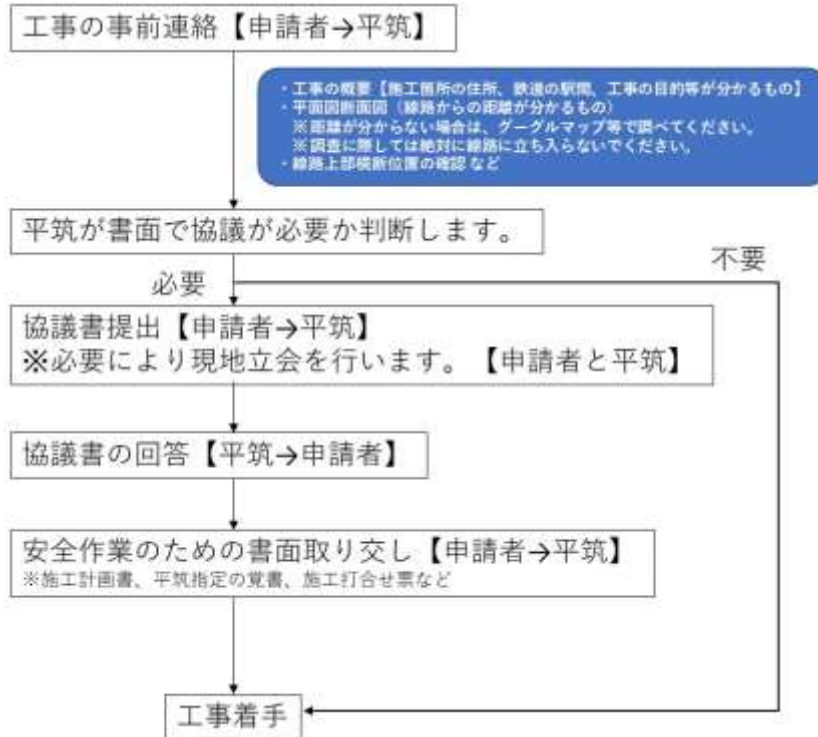


建物の解体・新築及び外壁補修工事の際は、落下や飛来防止により、列車への衝撃を防ぐための準備が必要です。

足場の倒壊や養生シートの飛散により列車との衝撃が発生し、最悪、列車脱線事故などに至る恐れがあります。

したがって、列車との衝撃を防止するため、事前の打合せが必要です。

## 5. 鉄道近接工事の流れについて



## 6. 鉄道近接工事の注意事項について

鉄道近接工事は、列車の安全安定確保の観点から列車運行に危険を及ぼす作業がある場合や鉄道構造物への影響が危惧される場合などにおいては、別途費用が生じる可能性が十分に考えられますので、ご理解いただきますようお願いします。

### 別途費用の例

- 保安要員（工事管理者・列車見張員・重機械指揮者など）
- 列車の安全運行に関する設計
- 夜間施工（最終列車後の施工など）
- 弊社が委託を受けて工事を行う場合（工事内容による）

また受付順に対応しておりますので、状況によっては回答にお時間を頂くことがあります。事前の相談、協議開始などについては、余裕をもって早めにお問い合わせ致します。なお、工事規模や鉄道への影響度合いにより協議期間は変わりますので、余裕をもって早めに協議をお願い致します。

## 7. 鉄道近接工事に関するお問い合わせ先について

ご不明な点等ございましたら下記までご連絡をお願い致します。

- 平成筑豊鉄道株式会社株式会社 工務課
- 〒822-1201 福岡県田川郡福智町金田 1145 番地 2
- TEL 0947-22-1000
- 受付時間 9:00～17:30（土日祝日 年末年始を除く）
- 専用相談フォームは [こちら](#)

相談フォーム

QRコード

